

## 国家外貨管理局 銀行による保税貨物の貿易収支業務取扱の説明を公布

リサーチ&アドバイザー部 中国ビジネスソリューション室

2019年8月20日、国家外貨管理局經常項目管理司は、『銀行による保税貨物の貿易収支業務の取扱に関する説明』（以下は「本説明」という）を公布し、「保税消込リスト」導入後の税関と外貨管理の適用問題について明確化しました。

### 【ポイント】

- ▶ 「保税消込リスト」導入後、税関特殊監督管理区域、保税監督場所間もしくは区（場所）外企業との間での貨物出入については、税関申告書（届出リスト）の申告手続を不要としています。
- ▶ 税関申告書（届出リスト）の電子情報がない企業に対して、銀行は税関申告書（届出リスト）の代わりに保税消込リストをもって外貨の受取・支払業務を行うことができます。

### 1. 政策の背景

「金関二期」は、2018年に完成した中国の税関における次世代管理システムです。「金関二期」には、109のサブシステムを含み、そのうち、税関特殊監督管理区域の管理について、「保税消込リストシステム」を導入しました。

2018年3月26日、税関総署は、『保税消込リストの導入に関する公告』（税関総署公告2018年第23号、以下「23号公告」という）を公布し、2018年7月1日より、保税消込リストを全面的に導入しました。「保税消込リスト」は、「金関二期」において保税消込の専用リストで、加工貿易及び保税監督管理業務の関連書類に属します。

「保税消込リストシステム」が導入された後、税関特殊監督管理区域における貨物貿易の外貨管理に変化を与えました。この変化に対し、国家外貨管理局の經常項目管理司は「本説明」を公布し、関連する変化への対応について説明しました。

### 2. 本規定の主要内容

「23号公告」に基づき、「保税消込リストシステム」が導入された後、企業は加工貿易の貨物余剰資材結転、加工貿易に係る貨物の廃棄（処分による収入がない）、加工貿易の無償設備結転手続を行う場合、税関申告書での申告手続を行う必要がなく、税関特殊監督管理区域、保税監督管理場所間もしくは区（場所）外の企業との間での貨物貿易出入は、届出リストでの申告手続を行う必要がない状況になりました。

それによって、区（場所）内企業が税関申告書（届出リスト）の申告手続を行わなかった場合、税関は外貨局に税関申告書（届出リスト）の電子情報を共有することができません。これに対して、「本説明」は、「現行の外貨管理規定に基づき、税関申告書（届出リスト）を審査する必要がある取引について、銀行は税関申告書（届出リスト）の代わりに保税消込リストで審査することができ、取引が真実で合法的であることを確認した後に企業の外貨の受取・支払業務を行うことができる」と規定しました。

### 3. 企業への影響

「本説明」は、「保税消込リスト」導入後に銀行での保税貨物の貿易収支関連業務の取扱方法について明確化しました。引続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>关于银行办理保税货物项下贸易收支业务的说明</p> <p>各外汇指定银行：                      海关总署于2018年3月发布了《海关总署关于启用保税核注清单的公告》（海关总署公告2018年第23号），目前已在全国全面启用保税核注清单。启用保税核注清单后，海关总署允许海关特殊监管区域、保税监管场所间或与区（场所）外企业间进出货物的，区（场所）内企业可不再办理报关单（备案清单）申报手续。因此，对于区（场所）内企业未办理报关单（备案清单）申报手续的，海关无法向外汇局共享报关单（备案清单）的电子信息。</p> <p>对于企业没有报关单（备案清单）电子信息，但按现行外汇管理法规需审核报关单（备案清单）的交易，银行可以保税核注清单代替报关单（备案清单），在确保交易真实合法后为企业办理收付汇业务。</p> <p style="text-align: right;">国家外汇管理局                      经常项目管理司                      2019年8月20日</p>	<p>銀行による保税貨物の貿易収支業務の取扱に関する説明</p> <p>各外貨指定銀行：                      税関総署は、2018年3月に『税関総署 保税消込リストの導入に関する公告』（税関総署公告2018年第23号）を公布し、現在、全国において保税消込リストを全面的に導入しました。保税消込リストの導入後、税関総署は、税関特殊監督管理区域、保税監督場所間、もしくは区（場所）外企業との貨物出入を許可し、区（場所）内企業による税関申告書（届出リスト）の申告手続を不要とした。それにより、区（場所）内企業が税関申告書（届出リスト）の申告手続を行わなかった場合、税関は外貨局に税関申告書（届出リスト）の電子情報を共有することができない。</p> <p>企業には税関申告書（届出リスト）の電子情報がないため、現行の外貨管理規定に基づき、税関申告書（届出リスト）を審査する必要のある取引について、銀行は税関申告書（届出リスト）の代わりに保税消込リストを審査し、取引が真実で且つ合法的であることを確認した後に、企業の外貨の受取・支払業務を行うことができる。</p> <p style="text-align: right;">国家外貨管理局                      經常項目管理司                      2019年8月20日</p>

日本語参考訳：MUFG バンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部

- ☞ 本資料は、参考のみを目的として、MUFG バンク（中国）有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。
- ☞ 本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。
- ☞ 本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行（含む本店、支店）及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。
- ☞ 本資料に含まれる情報は、MUFG バンク（中国）有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したのになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行（含む本店、支店）及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。
- ☞ 過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。
- ☞ 当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再配布することが禁止されます。当行（含む本店、支店）又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。
- ☞ 受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

MUFG バンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部 中国ビジネスソリューション室